

審査基準及び標準処理期間整理個表

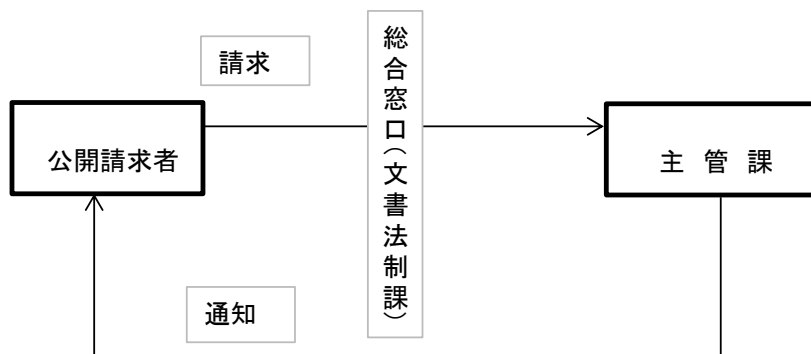
番号 1

処 分 名	行政情報の公開の決定	
処 分 の 概 要	公開請求に対して行政情報の公開を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市情報公開条例(平成12年条例第61号)	
条 項	第11条第1項	
所 管 課	公開文書の主管課(条例の所管は文書法制課)	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標準処理期間	計	15日
判断基準		
松山市情報公開条例第7条各号に該当する非公開情報が記載されている場合を除き、公開		
<p>【根拠法令等】 松山市情報公開条例 (公開請求に対する決定等) 第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及び公開する日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政情報が、当該行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、公開請求者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(行政情報の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは他の地方公共団体の執行機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により、若しくは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (3) 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 ア 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
 イ 実施機関の要請を受けて, 公にしないことを条件として, 任意に提供された情報で, 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 (4) 公にすることにより, 人の生命, 健康, 財産又は社会的な地位の保護, 犯罪の予防, 犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
 (5) 市と国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における依頼, 協議等に基づいて, 作成し, 又は取得した情報で, 公にすることにより, 国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
 (6) 市及び国等の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報で, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損ない, 不当に市民の間に混乱を生じさせ, 又は特定の者に不当に利益を与え, 若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
 (7) 市又は国等が行う事務事業に関する情報で, 次に掲げるもの
 ア 監査, 検査, 取締り又は試験に係る事務事業に関し, 公にすることにより, 正確な真実の把握を困難にすると認められる情報その他違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にすると認められる情報
 イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務事業に関し, 公にすることにより, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められる情報
 ウ 調査研究に係る事務事業に関し, 公にすることにより, その公正かつ能率的な執行を不当に阻害すると認められる情報
 エ 人事管理に係る事務事業に関し, 公にすることにより, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報
 オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事務事業に関し, 公にすることにより, その企業経営上の正当な利益を害すると認められる情報
 カ アからオまでに定めるもののほか, 当該事務事業の性質上, 公にすることにより, 当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報

手続の流れ



請求があった日から起算して15日以内に決定

※公開請求書の受付時に, 公開決定の予定日を請求者にお知らせする。